

奥出雲町下水道事業経営戦略

(合併処理浄化槽事業)

平成29年度 ～ 平成38年度

平成29年3月
奥出雲町

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年(13年)	法適(全部・一部) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	5.21/m ²	流域下水道等への 接続の有無	無
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施予定無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

月額料金(消費税込金額)

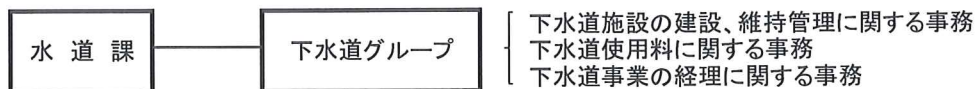
区 分		基本料金	加 算 額	摘 要
専用住宅		1,697円	1人当たり	専用住宅とは、住宅の用に供する建物とする。
事業所等	1 種	7,922円	565円	営業用排水を含む家庭で、大量の雑排水を排出する店舗等(旅館、料理飲食店、食品加工、クリーニング店等)。ただし、店舗のみの場合は基本料金とする。
	2 種	4,527円		1種、3種以外の雑排水を排出する店舗等。ただし、店舗のみの場合は基本料金とする。
	3 種	33,955円		大型店舗、工場、ホテル等
公共施設等	1 種	22,636円		学校、幼稚園、保育所、公民館等
	2 種	203,731円		病院
	3 種	67,910円		老人保健施設
集会所等		1,697円		集会所等とは、自治会の集会所、公園、広場、神社等をいう。

条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2,200 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,619 円
	平成26年度	2,260 円		平成26年度	3,773 円
	平成27年度	2,260 円		平成27年度	3,820 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m²あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m²を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織



【体制】 課長 : 1名
課長補佐 : 1名
下水道G : 3名(工務2名、庶務1名)
嘱託職員 : 1名
臨時職員 : 1名 計 7名(職員5名、嘱託職員1名、臨時職員1名)

(2) 経営比較分析表を活用した現状分析 : 【別紙1】のとおり

2. 経営の基本方針

公共下水道、農業集落排水事業等の集合処理区域以外の区域において、関係住民の生活環境の改善と公共用水域の保全を目的として、市町村設置型の合併処理浄化槽整備を行います。

安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供すると共に、下水道施設の健全な維持・管理を行います。

3. 投資・財政計画(収支計画)

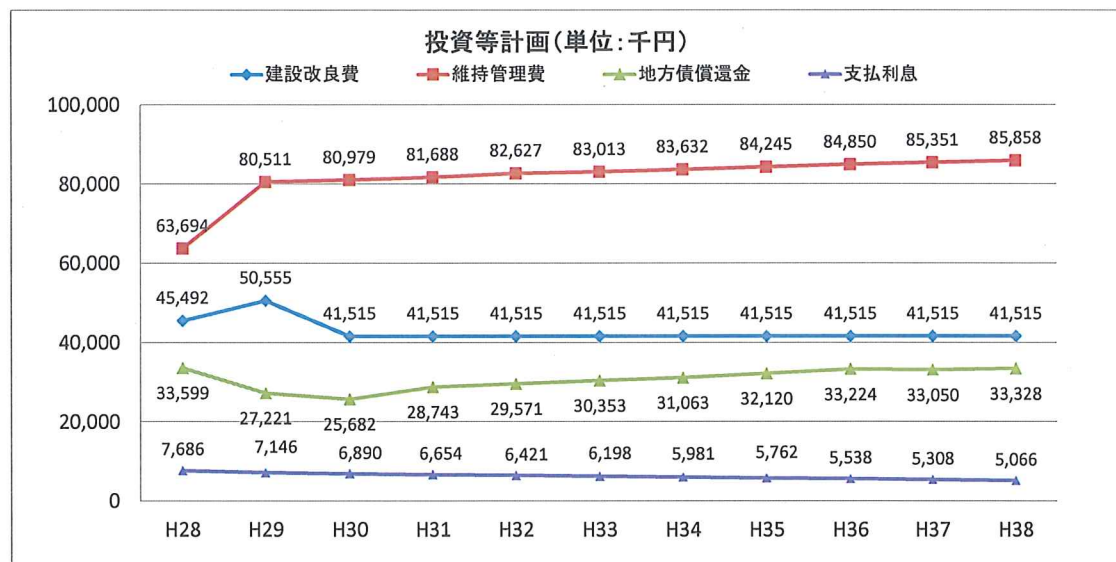
(1) 投資・財政計画(収支計画)：【別紙2】のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- 市町村設置型合併処理浄化槽についての基本計画に基づき継続的に浄化槽設置工事を実施します。
- 設置基数は毎年度20基（過疎地域15基、辺地地域5基）を目標に実施する予定としています。これにより、工事請負費34,560千円を毎年度計上しています。

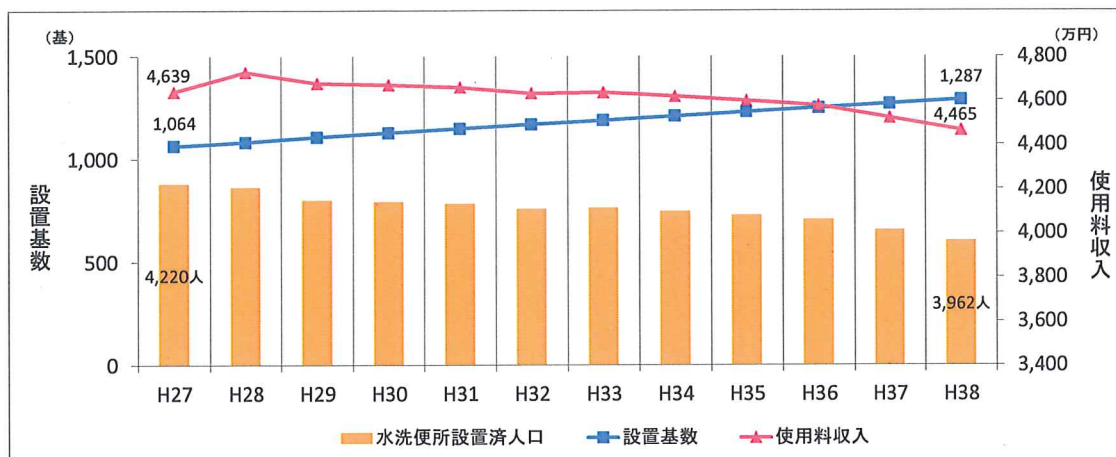
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
建設改良費 千円	45,492	50,555	41,515	41,515	41,515	41,515	41,515	41,515	41,515	41,515	41,515
うち人件費	5,349	5,585	5,585	5,585	5,585	5,585	5,585	5,585	5,585	5,585	5,585
設置工事	18基	25基	年間20基 								



② 収支計画のうち財源についての説明

②-1 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

平成27年度末時点の浄化槽設置基数は1,064基となっています。毎年度、浄化槽20基設置を目標としていますので、平成38年度末の設置基数は1,287基となる予定です。しかし、水洗便所設置済人口は年々減少するため、併せて使用料収入も減少していきます。したがって、平成29年度から下水道使用料審議会を随時開催し、今後の経営状況を鑑み平成31年度の消費税増税に併せ、料金改定を実施する予定としています。その後も適宜改定を行い計画期間中に20%の料金値上げを実施する予定とし、料金の適正化に努めます。



②-2 企業債に関する事項

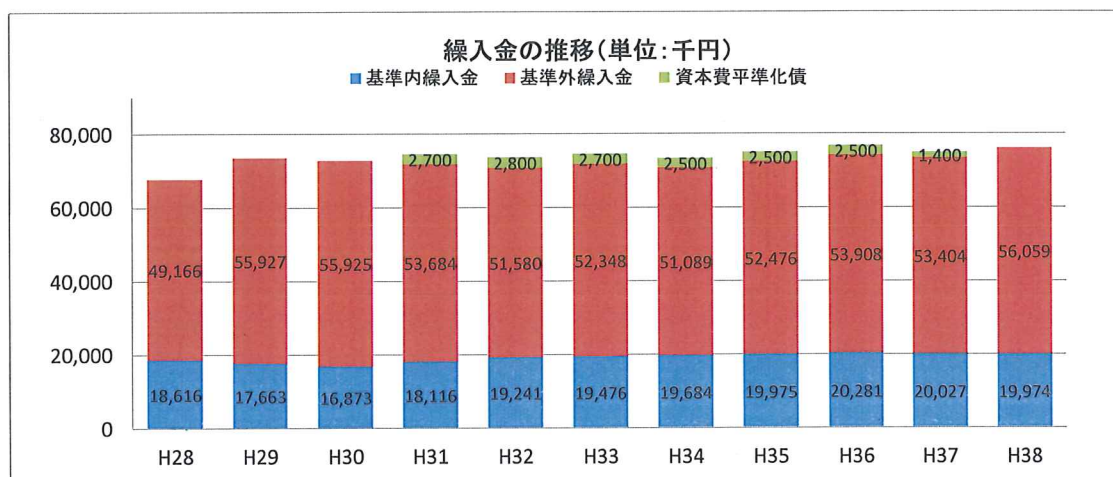
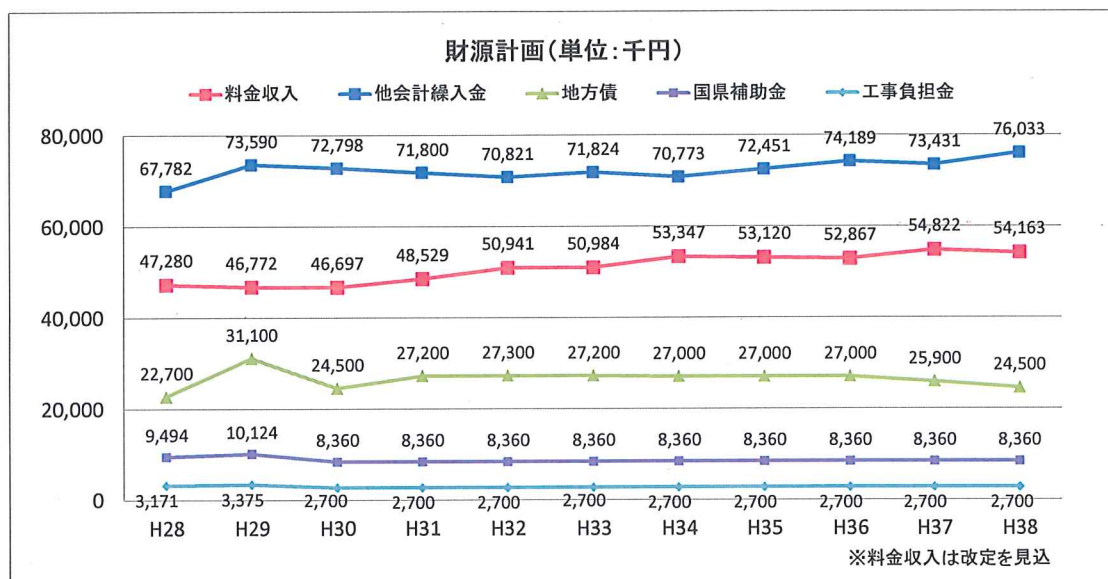
毎年度合併浄化槽20基設置を目標とし、24,500千円を借入れる予定としています。
資本費平準化債を平成31年度以降、2,500～2,800千円程度借入れる予定としています。

②-3 繰入金に関する事項

基準内繰入金、償還費の交付税措置分と基準内繰入金の差額、汚泥共同処理負担金分の2分の1、維持管理委託料の約5割、7条、11条検査料等を基準外繰入金として毎年度計上しています。繰入金に依存した経営となっています。

②-4 資産の有効活用に関する事項

施設の維持管理を適切に行い、施設の延命化に努めます。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

③-1 職員給与費に関する事項

毎年度、職員給与費を1名分計上しています。給与の適正化は既に実施しており、今後も引き続き適正化に努めます。

③-2 修繕費に関する事項

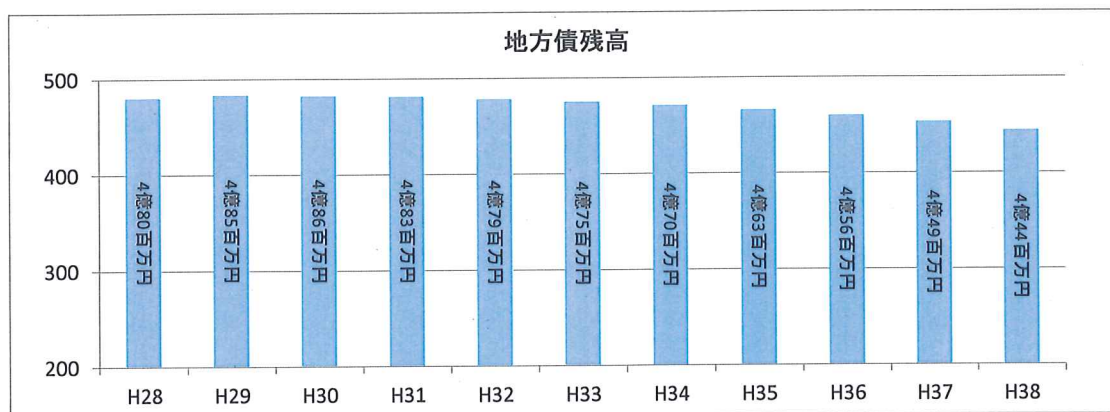
バロ修繕経費として、毎年度計上しています。

③-3 委託費に関する事項

維持管理は民間委託を行い経費削減を図っていますが、加入促進の効果もあり毎年度設置基数が増加し、委託費も増加傾向にあります。

③-4 企業債残高に関する事項

平成30年度をピークに緩やかに減少に転じます。



(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

○今後の検討事項

① 広域化・共同化・最適化

耐用年数到来に併せて平成34年度以降浄化槽の更新計画を策定し、浄化槽の長寿命化を図ります。

② 交付金の活用

有効的な交付金事業等を模索し、積極的に活用します。

③ 民間活力の活用

経営の効率性やサービス向上を図る上で、積極的な活用が必要と考えます。今後、社会情勢や環境の変化に応じて、他機関との連携を取りながら民間活力の活用に関する事項について検討を行います。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営状況等の変化に対応するため、収支計画を毎年度見直し、必要に応じて経営戦略の見直しを行います。

経営比較分析表

鳥取県 奥出雲町

業種名	業種名	事業名	類似団体区分
業種名	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3
資金不足比率 (%)	自己資本適成比率 (%)	普及率 (%)	有取率 (%)
-	該当数値なし	31.83	100.00
			1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
			3,390

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
13,582	368.01	36.91
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
4,275	0.82	5,213.41

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
[] 平成27年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

① 経営の健全性について
収益的収支比率は、H27年度で減少したものの、ほぼ100%に近い数値であり、比較的健康であると言える。
一方で企業価値増進率については、類似団体の平均値を大きく上回っている状況である。今後は、浄化槽の新設設置にともなう設備増強及び維持管理費の増加等が見込まれることから、総額を取り過ぎ、設備は厳しい状況にあると考えられ、更なる経営の効率化が必要である。
また、総額回収率については、今後上記のような体の平均値を上回りはしたものの、今後上記のような状況が予測され、収益的収支比率の低下が見込まれることから、下水道料金の見直しを検討していく必要がある。

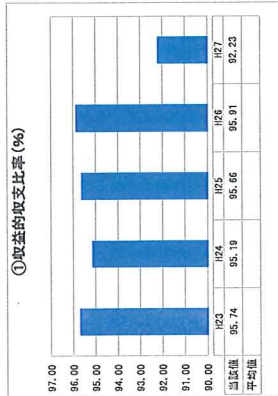
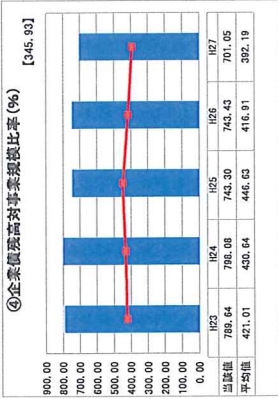
② 経営の効率性について
水質改善についてはほぼ100%に近い数値であり、処理区域内においての排水処理は比較的適切に行われていると考ええる。一方、施設利用率については、類似団体の平均値よりも下回っているように低下傾向にあるため、施設全体の浄化槽の人口を見直すなどの対策が必要である。
また、汚水処理原価については、上昇傾向にあり、今後の維持管理費の抑制を図るなど経営の効率化に向けた取り組みが必要である。
今後は水質改善の向上を図っていくことで、収益的収支比率及び総額回収率の向上を目指すし、施設全体の収支及び費用の効率化を図る必要がある。

2. 老朽化の状況について
本町の合併処理浄化槽事業は平成15年度から供用を開始しており、施設は比較的新しく老朽化の域には達していない。しかしながら、個人で設置し町が譲り受けた浄化槽については、平成15年度以前の浄化槽もあることから、今後は老朽化に向けて計画的な対策を講じる必要がある。

全体概況

今後、浄化槽設置基盤の増加に伴う経営経費の増加が見込まれることから、経営を取り巻く環境は年々厳しい状況になっていくことが予想され、いそのため、費用の削減などによる経営の効率化を図るとともに、水質改善を向上させることによる収益の増に努め、経営の健全化を図ることが急務である。
その一方で、下水道料金については、現在の経営状況についての予測を立上ることでも、適正な料金の設定を検討していくことが重要である。

1. 経営の健全性・効率性

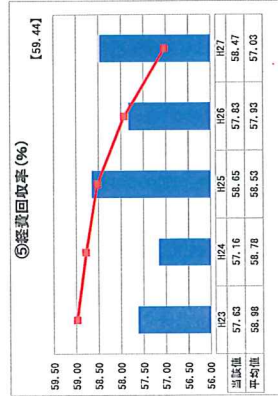
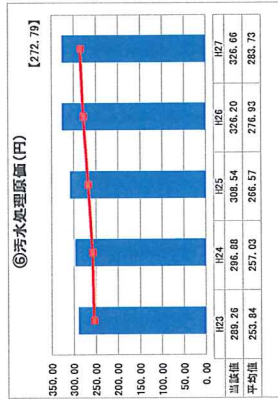
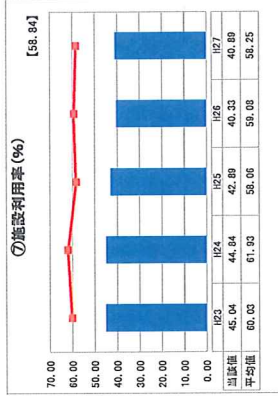
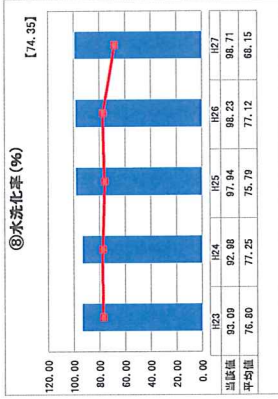


「債務返済」

「支払能力」

「累積欠損」

「単年度の収支」



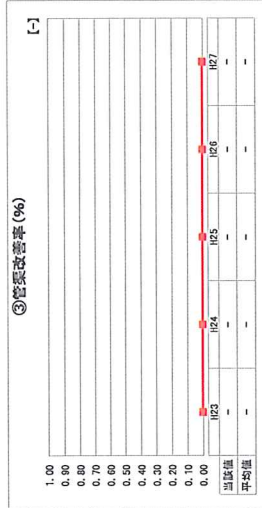
「使用料対象の増減」

「施設の効率性」

「費用の効率性」

「資金水準の適切性」

2. 老朽化の状況



「管渠の更新投資 - 老朽化対策の実施状況」

「管渠の老朽化の状況」

「施設全体の減価償却の状況」

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数に基づき算出していますが、平成26年度は、平成26年度の事業数に基づき算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(单位:千円,%)

区 分		年 度												
		H26 (決 算)	H27 (決 算)	H28 (決 算) 〔 見 込 〕	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 益 的 収 入	1 総 収 入	97,240	92,798	96,568	110,139	110,372	110,339	111,768	112,918	114,286	115,694	117,104	118,547	120,925
	(1) 営 業 収 入	45,223	46,636	48,935	46,783	47,062	48,658	51,081	51,158	53,613	53,463	53,294	55,329	55,045
	ア 料 金 収 入	45,094	46,385	47,280	46,772	46,697	48,529	50,941	50,984	53,347	53,120	52,867	54,822	54,163
	イ 受 託 工 事 収 入													
	ウ その他 収 入	129	251	1,655	11	365	129	140	174	266	343	427	507	882
収 益 的 収 入	(2) 営 業 外 収 入	52,017	46,162	47,633	63,356	63,310	61,681	60,686	61,760	60,673	62,231	63,810	63,218	65,880
	ア 他 会 計 繰 入 金	52,009	46,154	47,628	63,351	63,305	61,676	60,681	61,755	60,668	62,226	63,805	63,213	65,875
	イ その他 収 入	8	8	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	2 総 費 用	67,787	69,828	71,380	87,701	87,869	88,460	89,177	89,374	89,868	90,339	90,804	91,155	91,795
	(1) 営 業 費 用	59,396	61,774	63,694	80,555	80,979	81,806	82,756	83,176	83,887	84,577	85,266	85,847	86,729
収 益 的 支 出	ア 職 員 給 与 費													
	イ その他 収 入	59,396	61,774	63,694	80,555	80,979	81,806	82,756	83,176	83,887	84,577	85,266	85,847	86,729
	(2) 営 業 外 費 用	8,391	8,054	7,686	7,146	6,890	6,654	6,421	6,198	5,981	5,762	5,538	5,308	5,066
	ア 支 払 利 息	8,391	8,054	7,686	7,146	6,890	6,654	6,421	6,198	5,981	5,762	5,538	5,308	5,066
	イ その他 収 入													
資 本 的 収 入	3 収 支 差 引	29,453	22,970	25,188	22,438	22,503	21,879	22,591	23,544	24,418	25,355	26,300	27,392	29,130
	1 資 本 的 収 入	67,962	65,745	55,519	54,838	45,053	48,384	48,500	48,329	48,165	48,285	48,444	47,178	45,718
	(1) 地 方 費 平 準 化 債 償	36,600	35,200	22,700	31,100	24,500	27,200	27,300	27,200	27,000	27,000	27,000	25,900	24,500
	(2) 他 会 計 補 助 金	13,465	16,746	20,154	10,239	9,493	10,124	10,140	10,069	10,105	10,225	10,384	10,218	10,158
	(3) 他 会 計 借 入 金													
資 本 的 収 入	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	13,172	9,744	9,494	10,124	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360
	(6) 工 事 負 担 金	4,725	4,055	3,171	3,375	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	(7) その他 収 入													
	2 資 本 的 支 出	96,737	87,931	79,091	77,776	67,197	70,258	71,086	71,868	72,578	73,635	74,739	74,565	74,843
資 本 的 支 出	(1) 建 設 改 良 費	63,142	57,145	45,492	50,555	41,515	41,515	41,515	41,515	41,515	41,515	41,515	41,515	41,515
	うち 職 員 給 与 費	8,335	7,895	5,349	5,585	5,585	5,585	5,585	5,585	5,585	5,585	5,585	5,585	5,585
	(2) 地 方 債 償 還 金	33,595	30,786	33,599	27,221	25,682	28,743	29,571	30,353	31,063	32,120	33,224	33,050	33,328
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
資 本 的 収 支	(5) その他 収 入													
	3 収 支 差 引	△ 28,775	△ 22,186	△ 23,572	△ 22,938	△ 22,144	△ 21,874	△ 22,586	△ 23,539	△ 24,413	△ 25,350	△ 26,295	△ 27,387	△ 29,125
	(F)-(G) ①													

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	H26 (決算)	H27 (決算)	H28 〔決算〕 〔見込〕	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収支再差引	(E)+(I)	678	784	1,616	△ 500	359	5	5	5	5	5	5	5	5
積立金	(K)	127	240	237	5	359	5	5	5	5	5	5	5	5
前年度からの繰越金	(L)	772	1,324	538	505									
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	1,323	1,868	1,917		△ 0	△ 0	0		△ 0	0	0		
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	黒字 (P)	1,323	1,868	1,917										
(N)-(O)	赤字 (Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	95.91	92.23	91.99	95.84	97.20	94.14	94.12	94.31	94.51	94.48	94.42	95.44	96.64
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	45,223	46,636	48,935	46,783	47,062	48,658	51,081	51,158	53,613	53,463	53,294	55,329	55,045
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{((R)/(S)) \times 100}{((R)/(S)) \times 100}$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{((T)/(V)) \times 100}{((T)/(V)) \times 100}$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	486,001	490,416	479,517	483,396	482,214	480,671	478,400	475,247	471,184	466,064	459,840	452,690	443,862
○他会計繰入金														
区 分	年 度	H26 (決算)	H27 (決算)	H28 〔決算〕 〔見込〕	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支分		52,009	46,154	47,628	63,351	63,305	61,676	60,681	61,755	60,668	62,226	63,805	63,213	65,875
うち基準内繰入金		16,550	17,244	18,316	17,363	16,573	17,816	18,941	19,176	19,384	19,675	19,981	19,727	19,674
うち基準外繰入金		35,459	28,910	29,312	45,988	46,732	43,860	41,740	42,579	41,284	42,551	43,824	43,486	46,201
資本的収支分		13,465	16,746	20,154	10,239	9,493	10,124	10,140	10,069	10,105	10,225	10,384	10,218	10,158
うち基準内繰入金		150	120	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
うち基準外繰入金		13,315	16,626	19,854	9,939	9,193	9,824	9,840	9,769	9,805	9,925	10,084	9,918	9,858
合計		65,474	62,900	67,782	73,590	72,798	71,800	70,821	71,824	70,773	72,451	74,189	73,431	76,033

(単位:千円)